

監 事 監 査 報 告 書

令和 7 年 5 月 23 日

学校法人 玉手山学園

理 事 会 御 中

評 議 員 会 御 中

学校法人 玉手山学園

監 事

藤井 克彦



監 事

池上 裕美



私たちは、旧私立学校法（令和 5 年 5 月 8 日施行）第 37 条第 3 項及び学校法人玉手山学園旧寄附行為（令和 6 年 4 月 1 日施行）第 11 条の規定に基づく監査報告を行うため、学校法人玉手山学園の令和 6 年度（令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで）の業務及び財産の状況について監査を実施しました。その結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査方法の概要

私たち監事は、理事会その他必要と認めた会議に出席するほか、理事から事業の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、主要な関係部署において業務及び財産の状況を調査し、また、会計監査人（磯部公認会計士事務所）と連携を図り、財産目録、計算書類、収益事業に係る計算書類につき検討を加えました。

2. 監査の結果

- （1）学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査を行った結果、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事柄は認められず、いずれも適正に行われていることが認められました。
- （2）財産目録、貸借対照表、収支計算書、収益事業に係る貸借対照表及び損益計算書は、会計帳簿の記載と合致し法令及び寄附行為に従い当該年度末における学校法人玉手山学園の財政状態を適正に表示していることを認めます。

以 上